

2026 年 7 月 22 日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

ごうぎんビジネスインターネットバンキング・Biz ポータル機能追加に伴う
預金規定およびサービス利用規定改定のお知らせ

平素は山陰合同銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2026 年 8 月 5 日にごうぎんビジネスインターネットバンキング・Biz ポータルの機能追加を
予定しております。

機能追加に伴い、同日に下記の預金規定およびサービス利用規定を改定いたします。
なお、改定後の規定は、すでにお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改定を行う規定
- ・総合口座および流動性預金関連規定集

・ごうぎんビジネスインターネットバンキング利用規定

・ごうぎんBizポータル利用規定
2. 改定日
- 2026 年 8 月 5 日（水）
3. 改定内容
- 下表では、改定する箇所のみ記載しています。

【総合口座および流動性預金関連規定集】

改定前	改定後
通帳発行形態に関する特約 1.（特約の適用範囲） この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定、決済用普通預金規定、決済用普通預金（総合口座取引）規定）に加えて適用されます。 2.（通帳の選択・変更） （1）預金者は、普通預金口座の利用にあた	普通預金に係る通帳発行形態に関する特約（個人） 1.（特約の適用範囲） この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定、決済用普通預金規定、決済用普通預金（総合口座取引）規定）に加えて適用されます。 2.（通帳の選択・変更） （1）預金者は、普通預金口座の利用にあた

って、別途定める「スマート通帳」もしくは「WEB 口座」または紙通帳のいずれかの形態（以下「発行形態」といいます）を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。 (2) 発行形態を紙通帳からスマート通帳または WEB 口座へと切り替えを行う場合、切り替え前の紙通帳は、切り替えを行った時点で使用できなくなります。 (3) 発行形態をスマート通帳または WEB 口座から紙通帳へと切り替えを行う場合、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。 3. (通帳発行時の手数料について) (1) 2022 年 4 月 1 日以降に新たに開設された普通預金口座について、発行形態で紙通帳を選択する場合、当行所定の手数をいただきます。 (2) 前項の手数料について、口座開設時は店頭でお支払いいただきます。紙通帳の繰越時は月次の当行所定の日当該預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により、その金額を引き落とすことによりお支払いいただきます。 (3) 繰越発行時に、預金口座の残高不足等により、一定期間手数料が支払われない場合には、当行は、預金者の同意を得ることなく、スマート通帳に変更できるものとします。 4. (特約の変更等) (1) 本特約の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。 以上 (新設)	って、別途定める「スマート通帳」もしくは「WEB 口座」または紙の「通帳」のいずれかの形態（以下「発行形態」といいます）を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。 (2) 発行形態を通帳からスマート通帳または WEB 口座へと切り替えを行う場合、切り替え前の通帳は、切り替えを行った時点で使用できなくなります。 (3) 発行形態をスマート通帳または WEB 口座から通帳へと切り替えを行う場合、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。 3. (通帳発行時の手数料について) (1) 2022 年 4 月 1 日以降に新たに開設された普通預金口座について、発行形態で通帳を選択する場合、当行所定の手数をいただきます。 (2) 前項の手数料について、口座開設時は店頭でお支払いいただきます。紙通帳の繰越時は月次の当行所定の日当該預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により、その金額を引き落とすことによりお支払いいただきます。 (3) 繰越発行時に、預金口座の残高不足等により、一定期間手数料が支払われない場合には、当行は、預金者の同意を得ることなく、スマート通帳に変更できるものとします。 4. (特約の変更等) (1) 本特約の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。 以上 普通預金に係る通帳発行形態に関する特約(法人・個人事業主) 1. (特約の適用範囲) この特約は、当行と預金契約を締結する法人または個人事業主（以下「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定、決済用普通預金規定、決済用普通預
--	---

(新設)	金（総合口座取引）規定）に加えて適用されます。 2.（通帳の選択・変更） （1）預金者は、普通預金口座の利用にあたって、別途定める「デジタル通帳」または紙の「通帳」のいずれかの形態（以下「発行形態」といいます）を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。 （2）発行形態を通帳からデジタル通帳へと切り替えを行う場合、切り替え前の通帳は、切り替えを行った時点で使用できなくなります。 （3）発行形態をデジタル通帳から通帳へと切り替えを行う場合、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。 3.（特約の変更等） （1）本特約の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。 以上
	貯蓄預金に係る通帳発行形態に関する特約（個人事業主） 1.（特約の適用範囲） この特約は、当行と預金契約を締結する個人事業主（以下「預金者」といいます）が当行に有する貯蓄預金口座について、貯蓄預金規定に加えて適用されます。 2.（通帳の選択・変更） （1）預金者は、貯蓄預金口座の利用にあたって、別途定める「デジタル通帳」または紙の「通帳」のいずれかの形態（以下「発行形態」といいます）を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。 （2）発行形態を通帳からデジタル通帳へと切り替えを行う場合、切り替え前の通帳は、切り替えを行った時点で使用できなくなります。 （3）発行形態をデジタル通帳から通帳へと



(以下省略) 預 173 (2026. 2 改) 〈2026. 2〉	切り替えを行う場合、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。 3. (特約の変更等) (1) 本特約の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。 以 上 (以下省略) 預 173 (2026.8 改) 〈2026.8〉
--	--

【ごうぎんビジネスインターネットバンキング利用規定】

改定前	改定後
第1条(ごうぎんビジネスインターネットバンキング) 1. (省略) 2. サービス内容 (1) 振替取引 (2) 振込取引 (3) 照会取引 (4) 税金・各種料金の払込み (5) 一括データ伝送サービス(マルチファイル伝送サービス) (6) ごうぎんBizポータル (7) 電子帳票交付サービス ——中略—— (新設)	第1条(ごうぎんビジネスインターネットバンキング) 1. (省略) 2. サービス内容 (1) 振替取引 (2) 振込取引 (3) 照会取引 (4) 税金・各種料金の払込み (5) 一括データ伝送サービス(マルチファイル伝送サービス) (6) ごうぎんBizポータル (7) 電子帳票交付サービス (8) デジタル通帳 ——中略—— 第13条(デジタル通帳) 1. サービス内容 当行所定の手続きでご登録いただいた口座の入出金明細を保存、表示およびファイル出力することができます。また、前日以

前の入出金明細に任意に入力する文字等をメモ登録することができます。当日の入出金明細は確認できません。当該明細は、「入出金明細照会」でご確認ください。

2. 預金の受入れ

デジタル通帳口座に現金、手形、小切手等を受入れるときは、当行が指定する書類に記入してください。書類の提出に際し、普通預金および貯蓄預金の場合は、キャッシュカードの提示とともに提出してください。なお、受入できる手形・小切手は以下のとおりです。

【当行が支払場所の手形・小切手】

2027 年 3 月 31 日まで受入れます。

ただし、手形・小切手いずれも、2026 年 9 月 30 日までに振り出されたものに限りします。

また、手形は、支払期日が 2027 年 3 月 31 日までのものに限りします。

なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。

【当行以外が支払場所の手形・小切手】

2026 年 9 月 30 日まで受入れます。

代金取立は 2027 年 3 月 31 日まで受入れます。

ただし、手形、先日付小切手いずれも支払期日が 2027 年 3 月 31 日までのものに限りします。

なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。

3. 預金の払戻し等

デジタル通帳口座から預金を払戻す場合、当行が指定する払戻請求書等に記名押印してください。払戻請求書等の提出に際し、普通預金および貯蓄預金の場合は、キャッシュカードの提示とともに提出してください。

4. 預金口座の解約

(1) デジタル通帳口座を解約する場合には、当行本支店にてお手続きください。

(2) 前号の解約手続きに加え、この預金の解



	約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。 5. 通帳発行口座からデジタル通帳口座への切替 (1) お客さまは、当行所定の方法により、通帳発行口座をデジタル通帳口座に切替いただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替いただくことができません。 (2) 通帳発行口座をデジタル通帳口座に切り替える場合、紙の通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。 (3) 切替時点で紙の通帳に記帳されていない入出金の明細は紙の通帳に記帳いたしません。当該明細は、残高・明細照会でご確認ください。 6. デジタル通帳口座から通帳発行口座への切替 (1) デジタル通帳口座を通帳発行口座に切り替える場合は、当行本支店にてお手続きください。 (2) 当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。
第 13 条(届出事項の変更等) (省略) 第 14 条(取引メニューの追加) (省略) 第 15 条(取引内容の確認等) (省略) 第 16 条(免責事項) (省略) 第 17 条(海外からの利用) (省略) 第 18 条(解約) (省略) 第 19 条(移管)	第 14 条(届出事項の変更等) (省略) 第 15 条(取引メニューの追加) (省略) 第 16 条(取引内容の確認等) (省略) 第 17 条(免責事項) (省略) 第 18 条(海外からの利用) (省略) 第 19 条(解約) (省略) 第 20 条(移管)

(省略) 第 20 条(関係規定の適用・準用) (省略) 第 21 条(本サービス内容の変更) (省略) 第 22 条(本規定の変更) (省略) 第 23 条(サービスの廃止) (省略) 第 24 条(秘密保持) (省略) 第 25 条(契約期間) (省略) 第 26 条(禁止行為) (省略) 第 27 条(一時停止) (省略) 第 28 条(電子メール) (省略) 第 29 条(契約者の責任負担) (省略) 第 30 条(準拠法・合意管轄) (省略) 以上 預 720 (2022.10 改)	(省略) 第 21 条(関係規定の適用・準用) (省略) 第 22 条(本サービス内容の変更) (省略) 第 23 条(本規定の変更) (省略) 第 24 条(サービスの廃止) (省略) 第 25 条(秘密保持) (省略) 第 26 条(契約期間) (省略) 第 27 条(禁止行為) (省略) 第 28 条(一時停止) (省略) 第 29 条(電子メール) (省略) 第 30 条(契約者の責任負担) (省略) 第 31 条(準拠法・合意管轄) (省略) 以上 預 720 (2026.8 改)
---	--

【ごうぎんBizポータル利用規定】

改定前	改定後
第1章 総則・共通事項 第1条(本規定の適用) (省略) 第2条(サービス内容) 1. (省略) 2. 基本サービス 本サービスを申し込むことにより、当行から提供されるサービスです。サービスの内容は以下のとおりです。なお、基本サービスを経由して個別に申込するサービスに規定が定められている場合は、本規定の承	第1章 総則・共通事項 第1条(本規定の適用) (省略) 第2条(サービス内容) 1. (省略) 2. 基本サービス 本サービスを申し込むことにより、当行から提供されるサービスです。サービスの内容は以下のとおりです。なお、基本サービスを経由して個別に申込するサービスに規定が定められている場合は、本規定の承



諾に加えて当該規定の承諾が必要となります。また、当該サービスの規定に定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。 ① 取引照会サービス ② 各種お申込み・手続きサービス ③ 外部連携サービス ④ 電子帳票交付サービス ⑤ 請求書作成サービス ——中略—— (新設)	諾に加えて当該規定の承諾が必要となります。また、当該サービスの規定に定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。 ① 取引照会サービス ② 各種お申込み・手続きサービス ③ 外部連携サービス ④ 電子帳票交付サービス ⑤ 請求書作成サービス ⑥ デジタル通帳 ——中略—— 第7章 デジタル通帳 第50条（サービス内容） 当行所定の手続きでご登録いただいた口座の入出金明細を保存、表示およびファイル出力することができます。また、前日以前の入出金明細に任意に入力する文字等をメモ登録することができます。当日の入出金明細は確認できません。当該明細は、「入出金明細照会」でご確認ください。 第51条（預金の受入れ） デジタル通帳口座に現金、手形、小切手等を受入れるときは、当行が指定する書類に記入してください。書類の提出に際し、普通預金および貯蓄預金の場合は、キャッシュカードの提示とともに提出してください。なお、受入できる手形・小切手は以下のとおりです。 【当行が支払場所の手形・小切手】 2027 年 3 月 31 日まで受入れます。 ただし、手形・小切手いずれも、2026 年 9 月 30 日までに振り出されたものに限ります。 また、手形は、支払期日が 2027 年 3 月 31 日までのものに限りです。 なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。 【当行以外が支払場所の手形・小切手】
--	---



2026 年 9 月 30 日まで受入れます。

代金取立は 2027 年 3 月 31 日まで受入れます。

ただし、手形、先日付小切手いずれも支払期日が 2027 年 3 月 31 日までのものに限りです。

なお、振出日未記入の手形・小切手は受入れません。

第 52 条（預金の払戻し等）

デジタル通帳口座から預金を払戻す場合、当行が指定する払戻請求書等に記名押印してください。払戻請求書等の提出に際し、普通預金および貯蓄預金の場合は、キャッシュカードの提示とともに提出してください。

第 53 条（預金口座の解約）

1. デジタル通帳口座を解約する場合には、当行本支店にてお手続きください。
2. 前号の解約手続きに加え、この預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

第 54 条（通帳発行口座からデジタル通帳口座への切替）

1. お客さまは、当行所定の方法により、通帳発行口座をデジタル通帳口座に切替いただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替いただくことができません。
2. 通帳発行口座をデジタル通帳口座に切り替える場合、紙の通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。
3. 切替時点で紙の通帳に記帳されていない入出金の明細は紙の通帳に記帳いたしません。当該明細は、残高・明細照会でご確認ください。

第 55 条（デジタル通帳口座から通帳発行口座への切替）



	1. デジタル通帳口座を通帳発行口座に切り替える場合は、当行本支店にてお手続きください。 2. 当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。
以上 預 733 (2023.10 改)	以上 預 733 (2026.8 改)

以 上

